

令和3年4月1日から申請受付開始

新婚さん住まいる応援事業補助金

若者の地元定着を図り、活力あるまちづくりを推進するため、新婚世帯の住宅取得費用の一部を補助します。

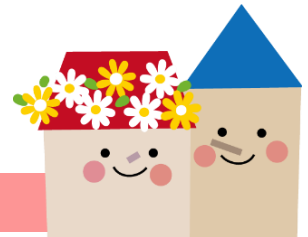
住宅の新築・新築住宅の購入、中古住宅の購入、既存住宅の増築を行うと

- ・補助額 30万円
- ・住宅の新築・新築住宅の購入で10万円加算
- ・中津川市内の個人事業者又は中津川市内に本店を有する法人との契約で10万円加算

最大
50万円

対象となる方

- ・住宅取得等の契約時に婚姻届の提出日から5年以内の夫婦
(合計年齢が80歳以下または中学生以下の子どもがいること)
- ・中津川市に5年以上定住する意思を持っている方



対象となる住宅

- ・令和3年4月1日以後に申請者により取得にかかる契約がされ、引き続き所有されているもの
【ただし、令和3年3月1日～令和3年3月31日に契約されたものは、対象】
- ・取得の金額が100万円（税抜き）を超えているもの
- ・増築の場合は、申請者の三親等以内の親族により所有されているもの

注意点

- ・申請は、契約締結日から1年6ヶ月以内に行うこと
- ・対象者は、市税を滞納していないこと

「新婚さん住まいる応援事業」と
「東濃桧と飛騨の杉の家づくり支援事業」を併用すると…

最大
100万円

お問い合わせ先 中津川市定住推進課

〒508-8501 中津川市かやの木町2番1号 中津川市役所本庁舎3階

電話:0573-66-1111 メール:teiju@city.nakatsugawa.lg.jp

